

令和6年第8回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和6年8月6日(火) 14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 本館4階北会議室

出席一覧表

地区名	役職	農業委員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠	
東部地区	古市	松永 年實	○			
		麻 隆司	○			
		笹本 育司	○			
					松本 武博	×
	西浦		塩田 勝則	○		
			高橋 寛	○		
			井口 優	×		
					辻本 弘吉	○
	駒ヶ谷	副会長	堀内 利弘	○		
			植野 純央	○		
			吉田 隆美	○		
						吉田 繁
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○		
						尼丁 正寄
	高鷲	会長	奥野 晋也	○		
			松本 忠久	○		
	丹比		大谷 章	×		
			小池 良夫	×		
				大谷 憲央	○	

出席委員 (農業委員 11名) (推進委員 4名)

欠席委員 (農業委員 3名) (推進委員 1名)

農業委員会事務局 金森 淳 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治

案 件

・報告	第20号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1	件
・報告	第21号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1	件
・議案	第15号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について	1	件
・議案	第16号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	2	件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 14:00】

事務局	みなさんこんにちは、定刻となりましたので、ただいまより令和6年第8回の農業委員会定例会を開催させていただきます。出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。
奥野会長	みなさま、こんにちは、毎日35度を超える猛暑、蒸し暑い日にありがとうございます。またこんな暑い中ですがコロナが非常に猛威を振るい、第11波ということで非常に流行しております。感染には十分留意して、また熱中症には注意して農作業の方頑張ってもらいたいと思います。それでは、事務局より案件の概要の説明を、よろしくお願ひしたいと思います。
事務局	ありがとうございました。それでは、令和6年第8回農業委員会定例会の案件の概略を、説明させていただきます。
	初めに、報告第20号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 埴生地区1件です。
	次に、報告第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 西浦地区1件です。
	次に、議案第15号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 埴生地区1件です。
	最後に、議案第16号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について 古市地区1件、西浦地区1件の計2件です。
	以上、本日ご審議いただきます案件については、報告案件が2件、議案案件が3件の合計5件となります。 なお、本日欠席の委員は、古市地区の松本武博委員、西浦地区の井口委員、丹比地区の大谷章委員と小池委員です。 それでは議長よりお願いします。
奥野議長	本定例会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。それでは、案件に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ございませんか。
全委員	異議なし。
奥野議長	それでは、本日の議事録署名委員を、麻委員と吉田繁委員にお願いしたいと思います。まず、報告第20号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第4条第1項第7号の届出について、ご説明をさせていただきます。この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出です。位置図①4条届出をご参照ください。地区名は、埴生地区です。対象農地は、伊賀14番1、地目は、田、面積は、616㎡

	<p>届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、車庫・露天駐車場で、この案件につきましては既に転用済の案件となっております。</p> <p>現地確認委員は、高岡副会長です。 なお、本届出について農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。</p> <p>現地確認をしていただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたのでご報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいいたします。</p>
奥野議長	<p>農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員から異議が ありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員、他の委員 承認よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、報告第21号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第5条第1項第6号の届出について、ご説明させていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届となります。</p> <p>位置図②5条届出をご参照ください。 地区名は、西浦地区です。 対象農地は、5筆ございます。</p> <p>蔵之内255番、地目は、田、面積は、204㎡ 蔵之内256番、地目は、田、面積は、161㎡ 蔵之内257番、地目は、田、面積は、89㎡ 蔵之内258番、地目は、田、面積は、479㎡ 蔵之内259番、地目は、田、面積は、238㎡</p> <p>譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 転用目的は、露天駐車場です。 現地確認委員は、辻本委員です。</p> <p>なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。現地確認していただきました結果、確認委員から異議ありませんでしたので報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいいたします。</p>
奥野議長	<p>農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、地元委員から異議が ありませんでしたので、専決処理させていただきました。</p> <p>地区委員、他の委員承認よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、議案第15号相続税の納税猶予に関する適格者証明について事務局 より説明をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>議案第15号相続税の納税猶予に関する適格者証明につきまして、説明させていただきます。</p> <p>相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、これは、被相続人及び相続人が 租税特別措置法第70条の6第1項の規定の相続税の納税猶予の適用を受けるための 証明です。</p> <p>地図 ③「適格者証明」をご参照ください。地区名は、埴生地区です。 被相続人、相続人は議案書のとおりです。</p>

	<p>相続開始年月日は、令和5年9月9日です。</p> <p>適用農地は、羽曳野市桃山台四丁目797番1、地目は畑、面積は658㎡です。</p> <p>申請地は、河原城中学校東側に近接する桃山台四丁目地内の市街化区域農地にあります。</p> <p>申請人は亡くなられた父親が耕作している農地を引き継ぎ、現地の状況は露地野菜を作付けされ、管理も行き届いており、農地部分を有効に利用されていることが確認できております。</p> <p>農業経験も以前から親子でされていたので十分にあり、農業用倉庫も敷地内にある他、自宅が隣にあるので、通作距離や農工具の管理等、耕作を維持していくことに支障がないものと事務局では判断いたします。</p> <p>現地確認委員は高岡副会長です。</p> <p>説明は以上です。ご審議をお願いします。</p>
奥野議長	<p>埴生地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明について、地元委員いかがですか。</p>
地元委員	<p>7月26日の金曜日に葉山さんと現地に同行していただいて確認してきました。先ほどお話がありましたように自宅が隣の土地でして、何かと便もいいということで、農小屋も別に建てられておまして、きれいにされておりましたので、問題ないかと判断させていただきました。</p> <p>ご報告以上です。</p>
奥野議長	<p>地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。</p>
地区委員	<p>異議なし。</p>
奥野議長	<p>地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。</p>
他の委員	<p>異議なし。</p>
奥野議長	<p>異議がないようですので、埴生地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明は原案どおり、可決決定いたします。</p>
奥野議長	<p>つづきまして、議案第16号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第16号農用地利用集積計画書の承認について、2件ご説明させていただきます。農用地利用集積等促進計画(案)の承認に係る意見聴取がありましたので、これに対して意見を提出するものです。</p> <p>1件目です。地図④利用権設定をご参照ください。</p> <p>地区名は、古市地区です。申請地は、古市1765番 地目は田でございます。</p> <p>面積は、1196㎡です。</p> <p>権利の種類は、賃貸借です。</p> <p>利用権を設定する者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者については、議案書のとおりです。新規の契約になります。</p> <p>契約期間は、令和6年10月1日から令和11年9月30日までの5年間です。</p> <p>現地については、古市地内の市街化調整区域内に位置しており、申請地の西側に片側1車線の市道に面しており、さらに水路にも隣接しております。</p> <p>転借人は、現在2000㎡を超える農地を借りており、イチジクの栽培をしております。今回も同様の作物を計画され、規模を拡大しての計画ですが、実績はつまれており、今まで周辺農地に支障を及ぼす事や、苦情等もございません。</p> <p>営農計画は、イチジク。従事日数について200日間を計画されておりますので、今後も農地を効率的に利用され、常時従事できうるものと判断いたします。</p> <p>現地確認委員は麻委員です。</p>

	<p>つづきまして2件目です。</p> <p>地図⑤利用権設定をご参照ください。地区名は 西浦地区です。申請地は、尺度85番1、地目は、田でございます。面積1481㎡、権利の種類は、使用貸借権です。</p> <p>利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者は議案書のとおりです。</p> <p>契約期間は、令和6年10月1日から令和11年9月30日までの5年間です。</p> <p>今回の案件は、契約期間の満了による更新案件です。現地は南阪奈道路の南の市街化調整区域に位置しております。</p> <p>転借人は、既に同地区において利用権設定による農地を借り受けて、露地野菜を作付けし、中国の野菜もされております。同農地については、営農計画では、耕作人数が2人、耕作に必要な機材を揃えており、実績は積んで来ておられております。</p> <p>また、農地の一部で作付けされていない畝等が見受けられましたが、防草用ビニールが張られており、その部分について保全措置はとられているのが見受けられました。</p> <p>よって周辺農地への営農に支障なく、今後も耕作を維持していくことに問題は無いと見受けられます。</p> <p>現地確認委員は、高橋委員でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
奥野議長	1件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について地元委員いかがですか。
地元委員	8月4日現地確認をさせていただきました。現地にいちじくも適切に植わっておりますので、引続き耕作をされるということで利用権設定について問題ないと考えております。以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 1件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	2件目の西浦地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について地元委員いかがですか。
地元委員	この土地は私の家の近くで向かい側にある。週に2, 3回くらい朝早くから来られて、ほとんど野菜、中国野菜を中心に作っておられて、今収穫時期に入っています。特に問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり、承認いたします。 2件目の西浦地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	これもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 14：20】